

小千谷市ふるさと納税返礼品提供事業者登録及び返礼品取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、小千谷市（以下「市」という。）が実施するふるさと納税における返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）の登録及び返礼品の取扱いに必要な事項を定め、制度の適正かつ円滑な運用、市及び地場産品の魅力発信並びに地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 返礼品 市がふるさと納税の寄附者に対し、寄附の受領に伴い提供する物品、役務その他のものをいう。
- (2) 運営事業者 市から委託を受け、寄附受付、返礼品の発注、配送・在庫管理、コールセンター、精算等の運営業務を行う者をいう。
- (3) 支援事業者 市から委託を受け、返礼品ページの制作、ポータルサイトの運用、プロモーション等の支援業務を行う者をいう。
- (4) 地場産品基準 平成31年総務省告示第179号第6条に定める返礼品等に係る基準をいう。

（提供事業者の登録）

第3条 提供事業者として登録を受けることができる者は、法人、団体又は個人であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 関係法令を遵守し、返礼品の提供に必要な許可、届出、資格等を適切に取得していること。
 - (2) 納期限が到来した市町村税を滞納していないこと。
 - (3) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
 - (4) 返礼品を適切かつ継続的に提供できる体制を有すること。
 - (5) この要領その他市が定める運用上のルールを遵守し、市、運営事業者及び支援事業者からの必要な確認又は対応に協力すること。
- 2 市内に事業所等を有しない者も、前項及び返礼品に係る要件を満たす場合は登録の対象とする。
- 3 登録を受けようとする者は、市長が別に定める様式により申請し、必要な誓約を行うものとする。市は、必要に応じ、納税状況、許可・資格、事業概要その他の確認又は資料提出を求めることができる。
- 4 登録は、廃止、取消し等がない限り継続し、年度ごとの更新は要しない。市が登録を通知した時点で、市と提供事業者との間に、本要領及び申請時の誓約事項を内容とする返礼品の提供に関する契約が成立するものとする。

（登録事項の変更及び登録の廃止）

第4条 事業者名、所在地、代表者、振込先口座その他重要な登録事項を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、市長が別に定める様式により速やかに届け出るものとする。

2 登録廃止前に受け付けた寄附に係る返礼品は、原則として従前の条件で提供する。ただし、安全性、法令上の問題その他やむを得ない事情がある場合は、市と協議して対応する。

（返礼品の要件、提案及び登録）

第5条 返礼品は、地場産品基準及び関係法令に適合し、品質・安全性を確保するとともに、提案した受付期間、数量、発送方法その他の条件に基づき安定した提供が見込めるものでなければならない。米については、別紙2を併せて適用する。

2 新たな返礼品を提案しようとする提供事業者は、市長が別に定める様式により随時提案するものとし、原則として写真を添付する。食品は食品表示ラベルの写し又は写真（提案時は案でも可）を、地場産品基準第3号に該当するものは付加価値割合証明書その他市が必要と認める資料を添付するものとする。

3 市は、地場産品基準その他返礼品の登録に必要な事項を確認し、登録の可否を決定する。この場合において、市は、必要に応じ、資料の提出、説明又は修正を求めることができる。

4 登録した返礼品は、掲載準備が整ったポータルサイトから順次寄附受付を開始する。

（価格、供給及び配送）

第6条 返礼品価格は、原則として提供事業者の提案額とし、商品本体、箱、梱包資材、荷造りその他発送準備に要する費用並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。送料は市が別途負担し、寄附金額は返礼品価格、送料その他の経費を踏まえて市が決定する。

2 提供事業者は、登録した受付期間、受付数量等に基づき適切に在庫・供給を管理し、不足のおそれがある場合は速やかに運営事業者へ、寄附受付に重大な影響がある場合は市へ報告するものとする。

3 発送を伴う返礼品は、原則として市が指定する配送事業者、配送方法及び管理システムを利用し、出荷予定日、伝票番号等の必要情報を登録するものとする。発送の遅れが見込まれる場合は、速やかに運営事業者へ連絡し、必要な対応を行うものとする。

（返礼品ページ及び広報）

第7条 市又は支援事業者は、提供事業者から提出された事実情報を基に、返礼品の内容を損なわない範囲で、名称、説明文、画像構成その他の表現を編集又は調整できる。

2 提供事業者は、市及び支援事業者が制度運用及び広報に必要な範囲で、提供された写真、ロゴ、文章等を使用・編集することに同意し、必要な権利を有する素材を提供するものとする。

3 返礼品の登録は、特定のポータルサイト等への掲載又は寄附実績その他の成果を保証するものではない。掲載先及びプロモーションは、市又は支援事業者が決定する。

4 制度上のルールに適合させるため、市又は支援事業者が掲載内容等の修正を求めた場合、提供事業者はこれに協力するものとする。

（寄附者情報及び秘密の保持）

第8条 提供事業者は、返礼品の提供に必要な範囲で寄附者へ連絡できるものとし、業務を通じて知り得た個人情報その他の非公開情報を適切に管理し、ふるさと納税業務以外の目的に利用し、又は正当な理由なく第三者へ開示してはならない。

2 前項の義務は、提供事業者の登録終了後も存続する。

（問い合わせ、苦情及び事故への対応）

第9条 寄附者からの問い合わせ、苦情及び事故は、原則として運営事業者が一次対応を行い、提供事業者は必要な確認・対応に協力するものとする。

2 提供事業者の責に帰すべき事由により返礼品の提供に問題が生じた場合は、原則として提供事業者の負担で必要な対応を行う。適切な梱包後の輸送中の事故は、原因に応じ配送事業者等と調整する。

3 寄附者の長期不在、住所誤り、受取拒否等により受領できなかった場合は、原則として再配送又は再提供を行わない。不具合がない返礼品の寄附者都合による返品・交換も原則として行わない。

4 重大な事故が発生した場合、提供事業者は、市又は運営事業者と連携し、市の指示に従って対応するものとする。

（食品及び資料等の管理）

第10条 食品を取り扱う提供事業者は、食品表示法その他関係法令を遵守し、食品の産地名その他必要な事項を適正に表示し、適正な供給体制を確保するものとする。自主回収、行政機関による指導若しくは処分、重大な品質事故、表示誤りその他返礼品の安全性、品質又は地場産品基準への適合性に影響する事実を把握した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

2 提供事業者は、地場産品基準、食品表示その他関係法令の遵守を確認するために必要な資料を整備し、保存するものとする。市は、必要と認めるときは、提供事業者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査を行うことができる。この場合において、提供事業者は、当該調査等に協力しなければならない。

3 市は、関係法令への違反が疑われる情報を得た場合、必要に応じ、権限を有する行政機関又は担当部署へ情報提供を行うことができる。

（返礼品の変更、休止及び廃止）

第 1 1 条 登録済み返礼品の登録内容又は地場産品基準への適合性に影響する事項を変更するときは、変更後の内容を適用する前に、市長が別に定める様式により申請し、市の確認を受けるものとする。

2 返礼品の受付を休止し、又は廃止するときは、原則として事前に市又は運営事業者へ連絡するものとする。変更、休止又は廃止前に受け付けた寄附は、原則として従前の条件で履行する。

（改善要請、受付停止及び登録の取消し等）

第 1 2 条 市は、制度の適正な運用のため必要と認める場合、返礼品の内容又は提供方法の改善を求め、又は地場産品基準その他関係法令への適合性の確認が完了するまで寄附受付を停止することができる。

2 提供事業者がこの要領若しくは関係法令に違反し、又は制度の適正な運用に重大な支障を及ぼすと認められる場合、市は、事実関係を確認し、提供事業者の説明の機会を設けた上で、寄附受付の停止、返礼品登録又は提供事業者登録の取消しその他必要な措置を講ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 前項の措置後も、既に受け付けた寄附は原則として従前の条件で履行する。ただし、これが困難又は不適當である場合は、市の指示により必要な対応を行うものとする。提供事業者の責に帰すべき事由により損害又は追加費用が生じた場合、市は、必要な対応又は費用負担を求めることができる。

4 制度又はその運用の変更その他必要がある場合、市は、寄附金額、掲載内容、受付期間その他返礼品の取扱いを変更し、又は寄附受付を停止することができる。

（様式及び提出方法）

第 1 3 条 この要領に基づく申請、届出その他の手続に用いる様式は、市長が別に定める。

2 手続は、市が指定する電子的方法によることを原則とし、これが困難な場合は、市と協議の上、持参又は郵送によることができる。

（その他）

第 14 条 この要領に定めのない事項又は運用上の疑義は、関係法令、国の通知等を踏まえ、市が定める。この場合において、市は、必要に応じ提供事業者と協議するものとする。

附則

1 この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、小千谷市ふるさと納税返礼品提案募集要領は、同日廃止する。

2 この要領の施行の日前に従前の要領に基づき登録された返礼品は、この要領の規定により登録されたものとみなす。ただし、既存の提供事業者は、市が指定する期日までに第 3 条第 3 項の規定による申請及び誓約を行うものとする。